

大豆・麦等生産体制緊急整備事業の応募申請に係る提出書類及び確認表

ご一読のうえ該当する□にレ点を打ってください。

1 提出書類（取組参加者の方）

- ①経営改善取組計画書兼助成金申請書、（別添）取組計画書、（別添）取組計画書別紙、農業機械導入計画書
- ②大豆・麦等生産体制確立推進事業の応募申請に係る提出書類及び確認表（本書類）
- ③事前見積もり（複数（3社以上）の農業機械販売業者から取得した見積書すべて、農業者名宛）
- ④導入機械の能力・性能等がわかる書類（カタログの仕様書の写し等）（単純更新でないことの確認）
- ⑤規模決定根拠（乾燥機のみ）
- ⑥固定資産台帳等（現有機械がわかるもの）
- ⑦機械管理規定又は利用規定（法人・組織の場合）
- ⑧組織規約、構成員名簿等（法人・組織の場合）
- ⑨指定する口座番号がわかる書類（通帳の写し等）
- ⑩総会等の議事録（事業実施内容の決定、見積もり依頼業者、（購入の場合）補助金の負担方法について記載）

2 確認事項（取組参加者の方）

- ①5戸以上の農業者による共同利用の要件を満たしたものであることに相違ありません。
- ②申請する農業機械（作業機）は、取組要件を満たしたものであることに相違ありません。
- ③機械の選定にあたり、導入予定のメーカーから選定の見返りにバックマージン等を受領することは約束していません。バックマージンを受領したことが判明した場合は、助成金の返還に応じることに同意します。
- ④導入する機械の購入価格には、既存機械の下取り価格又は処分益を控除した実支出額に相違ありません。なお、購入価格から下取り価格又は処分益を控除せず申請していたことが判明した場合は、助成金の返還に応じることに同意します。
- ⑤導入する機械は、処分制限期間内に常時目的外使用はしません。
- ⑥導入する機械は、全部もしくは一部を転売して利益を得ることはしません。
- ⑦導入する機械は、処分制限期間中に、やむを得ず処分しようとするときは、あらかじめ市農業再生協議会の承認を受けることを約束します。
- ⑧助成金を受けた後に、購入による機械の導入に係る取組要件を満たさないこと、又は悪意を持って虚偽の内容を申請したことが判明した場合は、助成金を返納することに同意します。
- ⑨事業実施要綱、実施要領、県農業再生協議会業務方法書等に定められた要件を満たさないことが判明した場合は、助成金を返納することに同意します。
- ⑩市農業再生協議会長や県農業再生協議会長から、当該助成金に関する報告や立入調査を求められた場合にはそれに応じることに同意します。
- ⑪当該助成金に係る契約者や領収書等の証拠書類を5年間保管することに同意します。
- ⑫平成25年度から3年間取組実施状況報告書及び事業評価報告書を作成し、提出することに同意します。

上記の点に相違ないことを証します。

平成 年 月 日

【取組参加者】

住所 _____

名称 _____

代表者名 _____

印 _____